

妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業 仕様書

本仕様書は、妹背牛町(以下、本町という。)が行う「妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業(以下、本事業という。)」の事業者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

妹背牛町浄化センター太陽光発電設備導入事業

2. 業務の目的

本事業は、令和8年度と令和9年度の2カ年において、妹背牛町内の福祉施設群（診療所、老人保健施設、デイサービスセンター）及び浄化センターを対象に、再生可能エネルギー設備の導入を段階的に進めるものであり、太陽光発電設備、蓄電池、EMSを含むマイクログリッドの導入を図り、本町の医療・福祉サービスの安定的な電力の確保、並びに災害時におけるレジリエンスの強化を図るため、本事業は1年目として、浄化センターの太陽光発電設備の導入を目的とする。

3. 事業の内容

本事業は、補助事業を申請している事業であるため、令和8年度浄化センター太陽光発電設備導入事業実施設計書等(別紙1)及び以下に示す仕様を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る太陽光発電設備の設置について本町が合意した内容で実施すること。

保守・運用は、建設業法をはじめ法的資格等を保有すること。

(1)事業詳細

4. 太陽光発電設備の仕様

(1) 対象施設：浄化センター

(2) 設計容量：太陽光発電設備（垂直型パネル） 合計 76.3kW 以上

リチウムイオン蓄電システム 77.6kWh 以上

(4) 付帯設備：EMS、遠隔制御システム、スコットランスの導入

①本事業は、CO₂の削減と災害時のレジリエンス機能導入となっているため、その効果を検証するため、設置後の発電量等のデータを管理できる仕様であること。

②本事業は、災害時に稼働できる設備となっているため、耐震性を確保した上で、浸水時に太陽光パネルを浸水しない仕様であること。

③太陽光モジュール及び蓄電池等はJC-STARの認証製品であること。

④令和9年度工事計画の福祉施設群(診療所、老人保健施設、デイサービスセンター)の地域マイクログリッド構築事業を行うため、先行工事として、実施設計書等(別紙1)に示す一部電気工事を行う。

⑤実施設計書等(別紙1)で示すメーカーは指定せず、規格・容量等、当仕様で示した

内容を踏まえ、企画提案書に示した機器を使用することとし、本町担当者へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。

⑥本業務の施行保証は2年、システム保証は10年以上、太陽光出力保証は20年以上とする。なお、各保証期間内の不具合については、交換費用も事業者負担とし、保証期間の始期は別途協議による。

5. 設計施工に関する仕様

(1) 調査・設計・施工管理

- ① 現地調査を行うにあたり、本町担当者に事前連絡すること。
- ② 周辺環境を把握するとともに配慮された設計をすること。
- ③ 現地調査後、使用機器提案書、施工検討の報告(施工検討報告書)、作業計画書及び試験計画書を作成し、本町の承諾を受けること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、本町担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。
- ⑥ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他関連業務、電気主任技術者の立ち合いなど、事業者の責において実施すること。
- ⑦現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本町担当者へ書面報告すること。
- ⑧ 資材の搬入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本町担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整(原則、土・日・祝日を除く)を事業者により行うこと。
- ⑩ 本事業は、国の地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業及び北海道の新エネルギー設備導入支援事業補助金の活用を想定しているため、当該補助金の活用に必要な申請等業務は、町の要求に応じて、書類作成の補助業務を行うものとする。

(2) 現場・施工

- ① 設置については使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業については、本町担当者と協議し、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴をあける必要がある場合は、建物の構造が損なわれない位置や大ききとすること。また、雨水等の侵入の恐れがある箇所は防水処理を施し施設への配慮をすること。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の仕様については、原則として、施設内のコンセントを利用できる

が、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。

⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

⑦ 事業者は、施工にあたり必要となる関係法令に基づく届け出等の手続事務、施工管理及びその他関連業務は、事業者の責において実施すること。

⑧ 事業者は、発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

6.完成図書及び完成図

工事完成時には、現場で町の確認を受けること。さらに設置完了後に以下の書類等を作成し、本町に提出するものとする。

- ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、各種許認可書の写し等）

- ※完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出すること。

- ・打合せ記録

- ・作業月報及び作業工程表(月間)

7.その他

- ・本業務に必要な資料のうち町が所有するものは事業者へ貸与する。この場合、事業者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに、町へ返却することとする。また貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、事業者の責任において復旧すること。

- ・本仕様書に記載のない事項について疑義を生じた場合は、受託者の負担により対処すること。

- ・本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載されていない内容については、妹背牛町と協議するとともに、本仕様書に記載のないものであっても社会通念上当然と認められる 事項については、受託者の責任において行うものとする。

- ・本事業により設置される太陽光発電設備から生じる環境価値(非化石価値を含む。)は、すべて発注者に帰属するものとする。

8. 上限価格

150,000,000 円 (税込) 以内